

長期優良住宅化リフォーム推進事業

(平成25年度補正予算、平成26年度当初予算)

「長期優良住宅化リフォーム推進事業」は、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の整備を図るため、

- ① 工事前のインスペクションの実施
 - ② 一定の性能を満たすリフォーム工事
 - ③ リフォーム履歴と維持保全計画の作成
- を行う事業を公募*し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するものです ※実際の応募受付等は国土交通省の指定する事務事業者が行います。

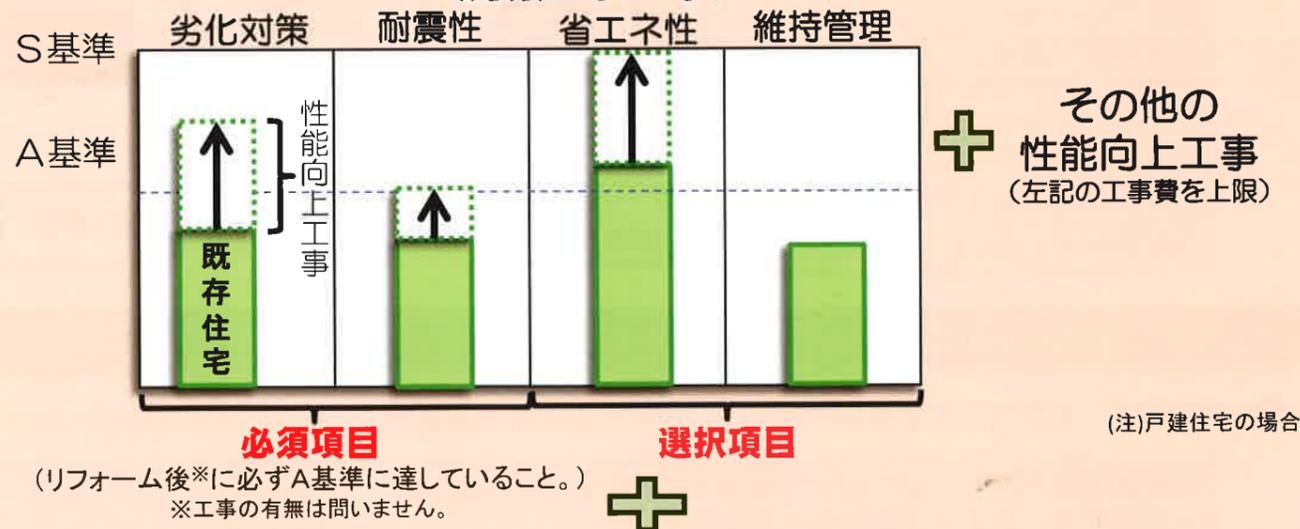
◆どんな住宅が対象になるの？

対象となるのはリフォームを行う住宅です。既存の戸建住宅、共同住宅いずれも対象となります。事務所や店舗などは住宅以外の建物は対象外です。

◆どのような工事が対象になるの？

劣化対策や耐震性、省エネ対策など住宅の性能を一定の基準まで向上させる工事が対象となります。また、これらの性能向上工事と一体的に行われる他の工事も、一定の範囲で対象となります。なお、劣化対策と耐震性はリフォーム工事後にA基準を満たしていることが要件となります。

<対象工事のイメージ>



- インスペクション + リフォーム履歴 + 維持保全計画 等

事前に公表した募集要領案や講習会テキストでは(イ)基準、(ロ)基準と記載されておりますが、公募時にはそれぞれS基準、A基準としておりますのでご注意ください。(イ)基準→S基準、(ロ)基準→A基準

◆どれくらい補助金が出るの？

- 補助率：1/3
- 補助限度額：100万円/戸 (全ての性能項目についてS基準を満たす場合は200万円/戸*)
*補正予算では実施せず。

S基準、A基準とはどのような基準ですか？

→ 劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性等について、長期優良住宅化に資する水準として設定したものです。

- S基準：新築の長期優良住宅と概ね同程度の水準 (一部代替基準あり)
- A基準：S基準には満たないが一定の性能向上が見込まれる水準

<A基準の概要(木造住宅の場合)>

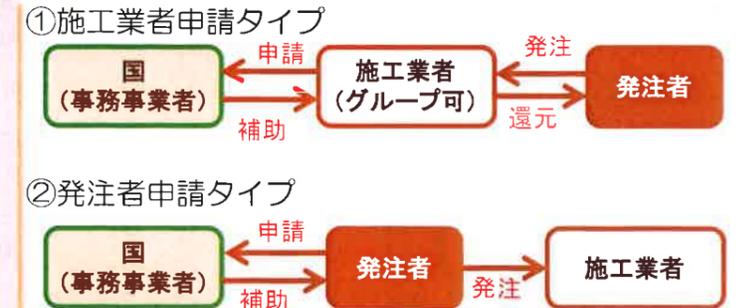


※事前に公表した募集要領案や講習会テキストでは(イ)基準、(ロ)基準と記載されておりますが、公募時にはそれぞれS基準、A基準としております。

誰が申し込むのですか？

→ リフォーム工事の施工業者又は発注者のいずれかです

施工業者による申請を行う場合、個社又はグループ申請のいずれかを選択できます。
また、買取再販を行うような宅建業者による申請も可能です。
なお、申請には少なくとも1件以上の具体的な物件が含まれている必要があります。



どのように申し込めばいいですか？

→ 提案方法、期間等は長期優良住宅化リフォーム推進事業事務局のホームページで公表します。

- 事務局ホームページ http://www.kenken.go.jp/chouki_r/
- 問合せ先 03-5805-0522

<事業の大まかな流れ>

